

**市民動物園会議**  
**第5回（令和5年度第2回）円山動物園動物福祉部会**

日時：令和5年12月21日（木）13：30～16：00  
場所：円山動物園プラザほか園内施設

**次 第**

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 部会長の互選及び職務代理者の指名
- 4 開会
- 5 議事
  - (1) 円山動物園の飼育動物の動物福祉評価について
    - ・ 自己評価結果の確認
    - ・ 飼育動物・施設等の実地確認
  - (2) 野生動物に直接接触する機会に係る審議について
    - ・ こども動物園ふれあい事業
    - ・ ザリガニを題材とした教育プログラム
    - ・ ニホンザリガニプログラム
  - (3) 次回会議の予定
- 6 閉会

**【配布資料】**

- |      |   |
|------|---|
| 資料1  | 委員名簿  |
| 資料2  | 令和4年度 円山動物園における動物福祉自己評価について                           |
| 資料3  | 令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧（組織評価）                            |
| 資料4  | 動物福祉評価（外部評価）施設チェック表                                   |
| 資料5  | 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書<br>（こども動物園ふれあい事業）      |
| 資料6  | こども動物園ふれあい事業実施計画（案）                                   |
| 資料7  | 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書<br>（ザリガニを題材とした教育プログラム） |
| 資料8  | ザリガニを題材とした教育プログラム実施計画（案）                              |
| 資料9  | 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書<br>（ニホンザリガニプログラム）      |
| 資料10 | ニホンザリガニプログラム実施計画（案）                                   |
| 参考資料 | 市民動物園会議関係条例・規則  |

市民動物園会議 円山動物園動物福祉部会 委員名簿

(R5. 12. 15～)

五十音順

氏名	所属・役職等
ヨハリ 小針 大助	茨城大学農学部附属国際フィールド農学センター准教授
タキグチ 滝口 ミツヨシ 満喜	北海道大学大学院獣医学研究院長・獣医学部長
ナガクラ 長倉 かすみ	(公財) 横浜市緑の協会総務部総務課課長補佐兼庶務係長
ホンダ 本田 ナオヤ 直也	一般社団法人野生生物生息域外保全センター 代表理事
ヤマナシ 山梨 ユミ 裕美	京都市動物園生き物・学び・研究センター主席研究員

## 令和 4 年度 円山動物園における動物福祉自己評価について

## 1 動物福祉に関する評価

札幌市円山動物園動物福祉規程第 3 条及び第 8 条に基づき、年 1 回以上、次の評価を実施することとなっている。

- ① 自己評価（動物園条例第 8 条第 2 項及び動物福祉規程第 3 条）  
⇒動物福祉基準の内容に沿ったチェックリストによる評価及び改善案の作成
- ② 外部評価（動物園条例第 12 条第 1 項及び動物福祉規程第 8 条）  
⇒自己評価結果に対する評価  
⇒現地評価（動物福祉部会による施設の視察及び職員への聞き取り等）

## 2 令和 4 年度の自己評価結果

## (1) 評価対象種 146 種

（令和 4 年度末時点の飼育種：哺乳類 56 種、鳥類 34 種、爬虫類 44 種、両生類 12 種）

## (2) 実施方法

園内に園長及び関係職員で構成される動物福祉評価委員会を設置し、上記評価対象種について、チェックシートによる自己評価を行った。

## ア 自己評価まとめ

自己評価結果から改善が必要と評価した項目と対処方針は別紙資料のとおり

## ●改善が必要と評価した項目数

哺乳類 23 項目、鳥類 15 項目、爬虫類・両生類 5 項目、組織 1 項目

## ●改善が必要と評価した主な項目内容（例）

- ・生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査（哺乳類、鳥類）
- ・群れで生活する種の適切な構成（数、年齢、性比など）での飼育（哺乳類、鳥類）
- ・動物の輸送に関わる設備、容器等の定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類）
- ・環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直し（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類）
- ・検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？（組織評価ほか）

## 3 令和 4 年度の外部評価結果

## (1) 自己評価結果に対する評価

- ・各種記録が徹底されていない。記録しやすい体制を整える必要がある。

## (2) 現地評価

○対象施設：こども動物園、カンガルー館、猛禽舎

- ・（本日の現地評価での指摘事項等を記載）

・

## 4 本評価の実施スケジュール（予定を含む）

（令和 5 年 12 月 21 日現在）

時期	内容
2023 年 7 月	自己評価の取りまとめ 外部評価①（動物福祉部会による自己評価結果に対する評価）
12 月	外部評価②（動物福祉部会による現地評価の実施）
2024 年 1 月	動物福祉部会による外部評価結果について市民動物園会議本会へ報告
2 月	公式ホームページへの評価結果の公表
1～3 月	令和 5 年度の自己評価の実施
4～5 月	自己評価の取りまとめ 外部評価①（動物福祉部会による自己評価結果に対する評価）
6 月	外部評価②（動物福祉部会による現地評価の実施）（予定）

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	備考	補足(改善に向けて)
3-12 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	既存のマニュアル等に記載がない	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたもの

項目	備考	補足(改善に向けて)
1-1 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病害虫や有害生物による汚染から守られているか？	消毒等の実施について記録なし	飼料庫については、清掃・消毒の実施など管理方法を検討する。また、各獣舎での餌の保管方法についても確認し、必要に応じた対応を検討する。
2-3 災害発生時の動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策はされているか？	動物の避難方法は確立されていない	非常事態対策要領や特定動物脱出対策要領等で緊急時の対応は定めているが、獣舎に異常があった場合の飼育動物の避難方法などについて改めて検討する
3-2 動物飼育施設の規模に応じた獣医師数が確保されているか？	不足する場合がある	常に必要な治療が行えるよう必要な人員数を検討し、その確保に努める。
3-11 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？	園内へのキツネやアライグマの侵入を確認	感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(哺乳類56種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-5 生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われていたか？	エゾヒグマ、ゴマフアザラシ、ゼニガタアザラシ、ホッキョクグマ		倫理的審査の実施について、飼育業務マニュアルに規定する。
2-1 種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしていたか？	エランド、エゾユキウサギ、スダスローロリス、プイハイエナ	「△」評価の種数：12種	飼育施設の改修や動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2 飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？	エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、スダスローロリス、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：11種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3 飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されていたか？	エゾユキウサギ、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：12種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-8 飼育施設は、年間を通じて定期的に清潔でよく維持管理されていたか？(またその記録が保管されていること)	リスザル		清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。
2-9 飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されていたか？	エゾユキウサギ、スダスローロリス		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10 飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があったか？	エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、スダスローロリス、ゼニガタアザラシ	「△」評価の種数：15種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15 動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされていたか？	17種	「△」評価の種数：5種	飼育業務マニュアルに規定する。
2-16 動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されていたか？	アメリカビーバー、アライグマ、エゾタヌキ	「△」評価の種数：5種	飼育業務マニュアルにのっとり、計画策定を徹底する。
3-13 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっていたか？	18種		感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。
3-14 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	18種	該当がないと回答もあり	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-1 実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	8種	「△」評価の種数：45種	飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
4-2 群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されていたか？	11種	「△」評価の種数：8種	動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-3 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展示)には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っていたか	エゾユキウサギ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
4-5 正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしていたか	エランド、エゾタヌキ、クロオオアブラコウモリ、プイハイエナ、ワオキツネザル		動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-6 適切な繁殖計画が策定されていたか	エゾユキウサギ、ニホンザル		エゾユキウサギ：メス群れにオスが紛れ込んだことが原因の意図しない繁殖であったため、再発防止に努める。 ニホンザル：繁殖制限のためオスに対するパイプカットを実施していたが、抑制後の群れの維持計画が予定通りいかず、新たな計画を検討していく。
5-1 屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できていたか？	エゾヒグマ、エゾユキウサギ、クロオオアブラコウモリ、ゼニガタアザラシ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-2 環境エンリッチメントは定期的に提供されていたか？	8種	「△」評価の種数：28種	職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
5-4 過剰なグルーミング、忌避、常同行動、過剰な攻撃性、無関心などの否定的な行動が観察されていなかったか？	エゾタヌキ、エゾユキウサギ		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
6-2 施設に収容されている動物は個体識別されているか？	エゾユキウサギ		現在、耳標により識別措置を行っているが、脱落が多い。適切な識別方法を検討し実施していく。
6-12 その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行ってなかったか？	エゾユキウサギ、スダスローロリス		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く(1割(6種)以上)見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されていたか?	41種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する。
1-2	給餌量は適切であり、消費量も記録され、それらを飼育員等が適切に把握・管理していたか?	12種	飼育業務マニュアルにのっとり、記録を徹底する。
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されていたか?	アカハナグマ、モンキーハウスのサル(7種)	飼育施設の改善が必要な状況ではあるが、可能な範囲での改善を図っていく。
1-7	調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒していたか?	28種	飼育業務マニュアルに規定するが、消毒の実施頻度は動物種や施設ごとに検討する。
6-1	全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されていたか?	9種	可能な範囲での改善を検討する。
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われていたか?	20種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。
6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があったか?	25種	動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させるとし、適切に研究等が行われているか定期的に確認する。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(鳥類34種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-10	生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われているか?	シマフクロウ、フンボルトペンギン	倫理的審査の実施について、飼育業務マニュアルに規定する。
2-1	種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしているか?	ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 17種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2	飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか?	ツミ、ハイタカ、ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 21種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するように配慮されているか?	オオワシ、チリーフラミンゴ、ツミ、ハイタカ、ベニイロフラミンゴ、ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 7種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-4	飼育施設には動物にとって適切な通気と照度とその調節を行っているか?	ツミ、ハイタカ	「△」評価の種数: 4種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15	動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか?	27種	飼育業務マニュアルに規定する。
2-16	動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されているか?	アヒル、シナガチョウ	飼育業務マニュアルにのっとり、計画策定の徹底を図る。
3-13	衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか?	11種	「△」評価の種数: 4種 感染症を予防するため、清掃・消毒などの衛生管理を徹底する。侵入防止については、設備等の点検を定期的実施し必要に応じた対策を講じる。
3-14	検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか?	モモイロペリカン、ダチョウ	「△」評価の種数: 27種 動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-1	実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	アヒル、シナガチョウ、ニワトリ	「△」評価の種数: 30種 飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
4-2	群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されているか?	インドクジャク、ダチョウ、ノドグロコウカンチョウ、モモイロインコ、モモイロペリカン	「△」評価の種数: 6種 動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-5	正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしているか	インドクジャク、ダチョウ、ノドグロコウカンチョウ、モモイロインコ、モモイロペリカン	「△」評価の種数: 2種 動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-1	屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できていたか?	ユーラシアワシミズク	「△」評価の種数: 14種 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
5-2	環境エンリッチメントは定期的に提供されているか?	15種	「△」評価の種数: 18種 職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
6-2	施設に収容されている動物は個体識別されているか?	ダチョウ、モモイロペリカン	必要に応じた措置を実施する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く(1割(4種)以上)見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されていたか?	32種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する。
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか?	20種	可能な範囲での改善を図っていく。
1-7	調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒しているか?	16種	飼育業務マニュアルに規定するが、消毒の実施頻度は動物種や施設ごとに検討する。
2-9	飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されているか?	4種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10	飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか?	24種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-3	異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展示)には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っているか	4種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
4-4	混合展示では、群れまたは異なる種間の対立が持続するリスクを回避する(外傷、栄養関係、感染症、逃げ場があるなど)措置がとられているか	5種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか?	27種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。

6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があるか？	27種		動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させることとし、適切に研究等が行われている定期的に確認する。
6-12	その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っているか？	4種		飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。

令和4年度 動物福祉自己評価指摘事項一覧(爬虫類44種・両生類12種)

(1) 改善が必要(×)と判断された項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？	ミズオオトカゲ	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-15	動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか？	爬虫類・両生類 56種	飼育業務マニュアルに規定する。
4-1	実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか	爬虫類 15種	「△」評価の種数:41種 飼育業務マニュアルに規定する飼育日誌の中に記録・評価について記載する欄を設け、記録を行う。
5-2	環境エンリッチメントは定期的に提供されているか？	爬虫類 15種	4-1と同じ種、「△」評価の41種も同様 職員研修や打合せなどを通じて、実施を推進していく。
6-2	施設に収容されている動物は個体識別されているか？	両生類 8種・爬虫類 3種	必要に応じた措置を実施する。

(2) 改善の余地はあるが、重篤な問題ではない(△)と判断されたものが多く見られた項目

項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
1-1	給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されているか？	爬虫類・両生類 56種	給餌内容を、環境の変化や動物の状態(年齢や体調)、残餌量等に応じて適宜、見直しをすることを飼育業務マニュアルに規定し、実施されていることを確認する
1-6	動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか？	爬虫類 15種	可能な範囲での改善を図っていく。
2-1	種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしているか？	爬虫類 15種	飼育施設の改修や動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-2	飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？	爬虫類 19種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-3	飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？	爬虫類 19種	他 ミズオオトカゲは「×」 飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-10	飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか？	爬虫類 17種	飼育施設の改修や展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
2-14	水棲動物の飼育施設において、水質に関するしかるべき指標が測定され、適切に維持管理されているか？	両生類 5種・爬虫類 6種	飼育業務マニュアルに、水環境の適切な維持管理を行うよう規定する。
3-14	検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？	爬虫類・両生類 56種	動物種によっては、検疫のため一時的に収容できる施設はあるものの、マニュアルが整備されていない。飼育業務マニュアルで新たに規定し、動物の移動を計画する際に実施方法を確認する。
4-2	群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されていたか？	両生類 12種・爬虫類 1種	動物収集、展示方法の変更など、飼育展示計画の中で、改善策を検討していく。
項目	対象動物種(種名又は種数)	備考	補足(改善に向けて)
6-8	研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか？	爬虫類・両生類 56種	動物福祉規程に基づき、内部評価を徹底する。
6-9	研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があるか？	爬虫類・両生類 56種	動物福祉規程に基づき、実施計画に動物福祉や倫理への配慮を記載させることとし、適切に研究等が行われている定期的に確認する。

## 動物福祉評価（外部評価）施設チェック表

2023/12/21

今回、実施する施設で飼育展示する動物種において、施設関係で改善が必要等評価され、外部委員による現地確認を行う事項は、以下のとおり。

施設名	動物種	該当事項
カンガルー館	スローロリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしていたか？</li> <li>飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？</li> <li>飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されていたか？</li> <li>飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があったか？</li> <li>その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っていないか？</li> </ul>
	エゾタヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしていたか</li> <li>過剰なグルーミング、忌避、常同行動、過剰な攻撃性、無関心などの否定的な行動が観察されていないか？</li> </ul>
	モモイロインコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>群れで生活する種は、適切な構成（数、年齢、性比など）で飼育されているか？</li> <li>正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしているか</li> </ul>
動物園 こども	リスザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼育施設は、年間を通じて定期的に清潔でよく維持管理されていたか？（またその記録が保管されていること）</li> </ul>



施設名	動物種	該当事項
子ども動物園	エゾユキウサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしていたか？</li> <li>・飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？</li> <li>・飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されていたか？</li> <li>・飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されていたか？</li> <li>・飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があったか？</li> <li>・異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展示)には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っていたか</li> <li>・混合展示では、群れまたは異なる種間の対立が持続するリスクを回避する(外傷、栄養関係、感染症、逃げ場があるなど)措置がとられていたか</li> <li>・適切な繁殖計画が策定されていたか</li> <li>・屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できていたか？</li> <li>・施設に収容されている動物は個体識別されているか？</li> <li>・その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っていなかったか？</li> </ul>
猛禽舎	オオワシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？</li> </ul>

## 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

## 記

1 取組の名称	こども動物園ふれあい事業 ①飼育展示（来園者が触ることができる展示方法） ②モルモットのふれあい教室 ③シェットランドポニーの引馬体験
2 実施期間	通年
3 実施場所	こども動物園、他
4 利用する動物	モルモット、シェットランドポニー、ヒツジ
5 利用者の属性	園内利用者
6 実施の必要性	人と関わりの深い愛がん種や家畜種であるモルモットやポニーなどの動物に直接ふれることで、視覚・聴覚に加えて触覚も活用できる教育効果の非常に高い体験を行えると考えており、来園者、特に子どもたちが命の大切さや他者を思いやる気持ちを育むことに必要であるため。
7 具体的な内容 (頻度、方法など)	別紙_資料のとおり
8 動物福祉を確保 するための考え方	動物福祉の確保については、別紙資料のとおりとする。
9 実施責任者	所属：飼育展示・診療担当課 飼育展示一担当係 氏名：坪松 耕太、飯島 なつみ、相田 祐樹
10 備考	

## こども動物園ふれあい事業実施計画（案）

こども動物園は、ビジョン 2050 において、動物を慈しむ心や他者との関係性について考える想像力を育む事を目的に、畜産種や愛がん種を中心とした動物とのふれあいの場を提供する場とされている。

本計画では、こども動物園で実施するふれあい事業について取りまとめる。なお、今後、本計画に新たな事業を追加する際は、事業ごとに企画調整を行うこととする。

## 1 飼育展示（来園者が触ることができる展示方法）

## (1) 展示する動物

ヒツジ、シェットランドポニー

## (2) 目的

人との関りが深い家畜に触れることができる距離で展示することで、動物への興味・関心を持ってもらう。

## (3) 展示方法

動物の放飼場と観覧エリアを柵で隔てるが、動物との距離を保つ人止め柵は用いず、柵越しに動物を触ることが可能な展示方法とする。

## (4) 動物福祉の確保

- ・ 給餌場所を複数設置するなど、動物が自分の意志で来園者と一定の距離を保つことができるようにする。
- ・ 掲示等により来園者への注意喚起（餌やりなど）を徹底する。

## (5) 備考

- ・ 家畜伝染病予防法に基づき、必要な掲示及び消毒設備を設置する。



（写真：左上）屋外は、観覧エリア向かって左側の屋根のあるところがポニーの放飼場。右側がヒツジの放飼場。

（写真：上）柵の間から手を出せば動物に触ることができる。

（写真：左）屋内放飼場は観覧エリア側にヒツジ、その奥がポニー。柵は大人の腰くらい高さ。

## 2 モルモットのふれあい教室

### (1) 利用する動物

テンジクネズミ（モルモット）

### (2) 目的

モルモットとのふれあいを通じて、参加者の動物への興味や共感を引き出し、思いやりの気持ちや愛情の育成につなげることで、命の大切さについて知ってもらう。

### (3) 実施概要

モルモットのガイド、観察ポイント、動物のさわり方及び注意点について伝えた後に、モルモットを参加者の膝の上に乗せ、または箱形のケースに入れテーブル等平らな場所に置いた状態で、モルモットに触れてもらう。

### (4) 実施時間・場所

ア 時間 30分程度

イ 場所 こども動物園ふれあい教室または旧案内所、動物園センタープラザ、科学館ホールなどの屋内

### (5) 動物福祉の確保

- ・ 個体をふれあいに使用する頻度は、1日1回、週2回までとする。
- ・ ふれあいを行う時間は、1回の実施あたり最大で5分程度とする。
- ・ 1度の実施で、個体に触ることができる人数は2名までとする。
- ・ 毎日の健康状態の確認で問題がない個体を利用する。
- ・ 展示場からふれあい用ケージに自主的に移動してきた個体をふれあいに使用する。
- ・ 1～2頭に対し、1名以上の監視（職員又はボランティア等）をつける。

### (6) 事前準備（訓練等）

- ・ ふれあいの実施にあたっては、職員等の技術の向上及び個体の馴致を目的に、事前に職員や学生ボランティア等での練習や、餌やりガイドなど短時間少人数で行うことのできるプログラムを適宜、実施する。

### (7) 備考

- ・ 展示動物だけではなく、参加者（来園者）の安全に十分に注意し実施する。
- ・ 実施方法については、定期的に見直しを行う。



実施の様子

### 3 シェットランドポニーの引馬等ふれあい体験

#### (1) 利用する動物

シェットランドポニー

#### (2) 目的

ポニーとのふれあいを通じて、人と家畜の関係を学んでもらい、思いやりの気持ちや愛情の育成につなげることで、命の大切さについて知ってもらう。

#### (3) 主な手法

ガイドを実施し、その後、職員と一緒に引き綱をつけたポニーを連れ、管理通路またはこども動物園内を歩く。引馬が難しいときは、職員がポニーを管理している状態でのふれあいを実施する。

なお、衛生管理基準に基づき、過去1週間以内の渡航歴や当日に馬の飼養施設等への立入がないこと等を確認するため事前受付制とし、引馬の前後に手指を洗浄・消毒を行う。

#### (4) 実施時間・場所

ア 時間 30分程度

イ 場所 こども動物園内または管理通路

#### (5) 動物福祉の確保

- ・ 個体をふれあいに使用する頻度は、1日1回、週2回までとする。
- ・ 1頭に対し、1度にふれあい（引馬を含む）を行う参加者は2名までとし、1名以上の監視（職員またはボランティア等）をつける。
- ・ 毎日の健康状態の確認で問題がない個体を利用する。

#### (6) 事前準備（訓練等）

- ・ ふれあいの実施にあたっては、個体の馴致を目的に、次のガイド等を実施する。
  - ① ウマの放飼場でガイド（人が近くに来て囲まれることに慣れる）
  - ② 閉園日や開園前後等、来園者が居ない時間に手綱を付けてこども動物園内を歩く（放飼場の外の環境に慣れる）
  - ③ 平日に東屋（こども動物園内猛禽舎裏）にウマを連れて行ってガイドする（囲まれる練習）
  - ④ ③の段階でウマの落ち着きを見て、コーンバー越しにふれあいを実施する。

#### (7) 備考

- ・ 展示動物だけではなく、参加者（来園者）の安全に十分に注意し実施する（年齢制限あり）。
- ・ 実施方法については、定期的に見直しを行う。

## 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

## 記

1 取組の名称	ザリガニを題材とした教育プログラム
2 実施期間	通年（ひと月につき1回までの実施）
3 実施場所	動物園プラザ、体験学習室又は科学館ホール
4 利用する動物	ザリガニ（ニホンザリガニ及びアメリカザリガニ）
5 利用者の属性	小学生
6 実施の必要性	<p>国内希少野生動物であるニホンザリガニと特定外来生物であるアメリカザリガニを比較観察し、外来生物の問題を解説することで、種による体の違いや生物多様性に関する理解を深めることができる、また、身近な生き物であるザリガニを題材とすることで、身近な自然への関心を持つきっかけづくりができる。</p> <p>生体、特に腹側を詳細に観察するためには、ザリガニに触れ、持ち上げる必要がある。また、生体に実際に触れることにより、体表の感触や温度、掴む際の力の加える加減等を実感でき、生命を尊重する気持ちや生き物に対する優しさを育むことにつながる。</p>
7 具体的な内容 (頻度、方法など)	別紙_資料のとおり
8 動物福祉を確保 するための考え方	動物福祉の確保については、別紙資料のとおり。
9 実施責任者	所属：保全・教育推進課 保全・教育担当係 氏名：池田 浩康、阿部 雪絵、堤 若菜
10 備考	<b>【資料】</b> ・生き物観察プログラム「今日からザリガニ博士」実施計画書

## 実施計画書（案）

事業名	生き物観察プログラム「今日からザリガニ博士」
利用する動物	ザリガニ（ニホンザリガニ、アメリカザリガニ）
目的	ザリガニを題材に、生き物を観察する際のポイントや、観察することの楽しさを知ってもらおう。 また、ニホンザリガニとアメリカザリガニの比較により、外来生物の問題について考える機会を提供する。
場所	動物園プラザ、体験学習室又は科学館ホール
期間	通年実施（ひと月につき1回までの実施）
対象	小学生
参加人数	子ども1名とその保護者を1組とし、2組で1グループとする。 1回の開催につき3グループで実施。（子ども6名、保護者6名程度） ザリガニに触れるのは子ども6名のみ。
内容	<p>【プログラムの流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>参加者に対象の生き物を想像して絵を描いてもらう。</li> <li>スライドを使い対象の生き物について解説する。</li> <li>本物を観察しながら絵を描く。 各グループにニホンザリガニ、アメリカザリガニの生体を各1頭ずつ配置。 腹側をよく観察するため、子どもにザリガニに触れさせ、持ち上げさせる。</li> <li>想像と違った点、合っていた点、新たに気づいた点などを発表する。</li> </ol> <p>※ プログラムは全体で約1時間。</p>
動物福祉の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムはひと月に1回までの実施とする。</li> <li>健康状態を確認し、問題がない個体を利用する。</li> <li>ザリガニに触れる時間は、1人あたり1頭につき1分間までとする。</li> <li>1頭のザリガニが触れられる時間は、2名の子どもから各1分間まで、合計2分間までとする。</li> <li>各グループに最低1名の職員を付け、指導する。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカザリガニの生体は保全・教育担当係が飼育管理を行う。</li> <li>メインターゲットは小学校3年生としてプログラムを作成する。</li> <li>展示動物だけでなく、参加者の安全にも十分配慮して実施する。</li> <li>実施方法については、定期的に見直しを行う。</li> </ul>

## 利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組に係る審査申請書

市民動物園会議 委員長 殿

札幌市円山動物園長

下記の、利用者が動物に直接接触する機会を提供する取組について、実施の承認を申請します。

## 記

1 取組の名称	ニホンザリガニプログラム
2 実施期間	通年
3 実施場所	動物園の森、ザリガニ小屋
4 利用する動物	ニホンザリガニ
5 利用者の属性	近隣小学校児童、園内利用者
6 実施の必要性	現在、園内の動物園の森にニホンザリガニが生息、繁殖している環境として、小川を整備している。ニホンザリガニをとおして、また、直接接触れ、実地活動に携わることで、生息環境の保全、種・生物多様性の保全について啓発効果を高め、共生を考えるきっかけを作ることができる。
7 具体的な内容 (頻度、方法など)	別紙_資料のとおり
8 動物福祉を確保 するための考え方	動物福祉の確保については、別紙資料のとおりとする。
9 実施責任者	所属：飼育展示・診療担当課 飼育展示二担当係 氏名：朝倉 卓也、片岡 雅人、中田 銀太
10 備考	



## 実施計画書（案）

事業名	ニホンザリガニプログラム
利用する動物	ニホンザリガニ
目的	身近に生息しているニホンザリガニについて、実際の生息場所をみて、生体に直接触れ、小川の整備や生息数調査などの実地活動に携わることで、生息環境の保全、種・生物多様性の保全について啓発し、共生を考えるきっかけを作る。
場所	動物園の森、ザリガニ小屋
期間	通年実施
対象	小学生及び来園者
参加人数	近隣小学校からの参加であれば最大 40 名程度、 来園者の参加であれば 10 名程度を想定
内容	<p>【プログラムの流れ】</p> <p>パターン A</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ニホンザリガニに関する解説</li> <li>(2) ザリガニ小屋での生体の観察</li> <li>(3) 負担の少ないザリガニのつかみ方、触り方、その影響についてレクチャー（脱皮殻、模型を活用）</li> <li>(4) 希望者・代表者に生体を持ってもらう</li> <li>(5) 小川での観察、ザリガニの生息環境についての解説</li> </ol> <p>パターン B</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(5)に加え小川の整備（石の配置や土掘り）を行う</li> </ol> <p>※ 将来的には小川からの採取も想定  ※ プログラムは全体で約 1～1.5 時間。</p>
動物福祉の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムは多くて月に 2 回程度の実施</li> <li>・実施前につかみ方や持ち上げる高さなどのレクチャーを行う</li> <li>・健康状態を確認し、問題がない個体を利用する。</li> <li>・ザリガニに触れる時間はできるだけ短くするよう指導し、長くても 1 人あたり 1 頭につき 1 分間までとする。</li> <li>・ザリガニの状態が良くない場合は、プログラム内容をザリガニに直接触らないものに変更する。</li> <li>・実施の際は 2 名以上の職員を付け、指導する。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校対応では小学校 4 年生以上のプログラムとする。</li> <li>・展示動物だけでなく、参加者の安全にも十分配慮して実施する。</li> <li>・実施方法については、定期的に見直しを行う。</li> </ul>

# 市民動物園会議関係条例・規則

## ○札幌市動物園条例（抄）

令和4年6月6日条例第30号

### 第3章 認定動物園

第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。

- 2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（円山動物園における良好な動物福祉の確保）

第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に**市民動物園会議**の評価を受けなければならない。

- 2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 3 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、**市民動物園会議**の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

（動物の展示及び教育活動における原則）

第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと**市民動物園会議**が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。

- (2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

(助成)

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

## 第6章 市民動物園会議

第23条 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。

- 2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べる事。

- (2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べる事。

- (3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べる事。

- (4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べる事。

- (5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べる事。

- 3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べる事ができる。

- 4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。

- 5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、再任されることができる。

- 8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。

- 9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。

- 11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。

- 12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章、第22条並びに第23条第2項第4号及び第5号並びに附則第4条（札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第8条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

（札幌市附属機関設置条例の一部改正）

第2条 札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項市民動物園会議の目を削る。

（札幌市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の札幌市附属機関設置条例別表1に規定する市民動物園会議（以下「旧市民動物園会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第23条第5項の規定により市民動物園会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における旧市民動物園会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## ○市民動物園会議規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市動物園条例（令和 4 年条例第 30 号）第 23 条第 12 項の規定に基づき、市民動物園会議（以下「動物園会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 動物園会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、動物園会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 4 条 動物園会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、動物園会議の会議の議長となる。

3 動物園会議は、委員（議事に関係のある臨時委員も含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 動物園会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 動物園会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 部会は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「動物園会議」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、動物園会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の動物園会議に相当する合議体の委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日動物園会議の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（令和4年規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。